

京都市消防局訓令甲第11号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

京都市消防局長 井上 元次

第1条中「及び高圧ガス」を「、高圧ガス及び液化石油ガス」に改める。

第2条第1号に次のエを加える。

エ 液石法令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
(以下「液石法」という。)又はこれに基づく命令をいう。

第2条第3号中「又は高圧法第62条」を「、高圧法第62条又は液石法第83条」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

第8条 局長は、予防部の職員のうち、査察業務に従事する職員をあらかじめ査察員として指名するものとする。

第8条第2項中「査察対象物を担当する査察員をあらかじめ」を「査察業務に従事する職員をあらかじめ査察員として」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

(査察員の派遣)

第8条の2 署長は、査察の実施について必要があると認めるときは、局長に査察員の派遣を要請することができる。

2 局長は、前項の規定により要請があったときは、査察員を派遣することができる。

3 前項の規定により派遣された査察員は、派遣を要請した署長の指揮の下、査察を実施するものとする。

4 第2項の規定に関わらず、局長が査察員の派遣が必要であると認めた場合は、査察員を派遣することができる。

第10条第7項第1号中「火災」の右に「又は消防事故取扱要領（昭和43年4月30日付け発消消第171号）に規定する無損事故」を加える。

第12条第3項本文中「又は第1号様式の2の5」を「、第1号様式の2の5、第1号様式の2の6又は第1号様式の2の7」に改め、同条第5項中「(第1号様式の3の3)」の右に「、液石法令違反にあっては液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律違反通知書（第1号様式の3の4）」を加える。

第13条第1項中「促進」を削り、同条第2項中「又は第2号様式の3」を「、第2号様式の3又は第2号様式の4」に改める。

第16条見出し中「事案等」を「事案」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「等（火災又は消防事故取扱要領（昭和43年4月30日付け発消消第171号）に規定する消防事故（ただし、発報事故を除く。）をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項各号中「火災等」を「火災」に改める。

第17条第1項中「署長」を「局長又は署長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 局長は、液石法令違反が是正されない場合において、必要があると認めるときは、京都市消防局液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律違反処理規程に基づき処理しなければならない。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条及び第19条 削除

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第40条第1項各号列記以外の部分中「署長」を「局長又は署長」に改め、同条第2項中「署長」を「局長又は署長」に、「場合において、必要と認めるもの」にあっては」を「ときは、必要に応じて」に、「通知しなければならない」を「通知するものとする」に改める。

第54条中「に必要な連絡」を「の取組」に改める。

第67条から第69条までを次のように改める。

第67条から第69条まで 削除

第72条及び第73条を次のように改める。

第72条及び第73条 削除

第81条第1項各号列記以外の部分中「署長」を「局長」に改める。

第82条中「署長」を「局長」に改める。

第83条及び第84条を次のように改める。

第83条及び第84条 削除

第85条中「署長」を「局長」に改める。

第85条の2第1項中「署長」を「局長」に改め、「ときは」を「もののうち」に改め、「市規則第8条の規定により必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認申請書（第29号様式の2。以下「設置承認申請書」という。）を」を「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置承認申請書（第29号様式の2。以下「設置承認申請書」という。）を市規則第8条に規定する資料として、」に改め、同条第2項中「署長」を「局長」に改め、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第3項及び第4項中「署長」を「局長」に改め、同条第5項を削る。

第86条第1項中「署長」を「局長」に、「市規則第8条の規定により消防用設備等特例適用申請書（第30号様式。以下「特例適用申請書」という。）を」を「消防用設備等特例適用申請書（第30号様式。以下「特例適用申請書」という。）を市規則第8条に規定する資料として、」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「署長」を「局長」に改め、同条第5項を削る。

第87条中「署長」を「局長」に、「場合において、必要があると認めるときは、随時査察を実施し、必要な指導を行う」を「ときは、必要に応じて随時査察を実施する」に改める。

第90条第1項及び第2項中「署長は」を「局長は」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「署長」を「局長」に改め、「第1項及び第2項まで」を「第87条及び前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第91条第1項及び第2項中「署長」を「局長」に改め、同条第3項中「署長」を「局長又は署長」に改める。

第92条第1項中「署長は、」を「局長は、第87条並びに」に改め、同条第2項中「署長」を「局長」に改める。

第99条第1項及び第2項中「署長」を「局長又は署長」に改め、同条第2項中「必要と認めるものにあつては」を「必要に応じて」に改め、同条第3項中「署

長」を「局長又は署長」に改める。

第103条中「に基づく消防署長の意見書交付申請要綱第2条（昭和54年9月28日付京都市消防局告示第1号）」を「施行規程第18条」に、「交付しなければならない」を「交付するものとする」に改める。

第104条第1項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）」を「液石法」に、「第47条の5第1項」を「第176条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、局長が京都市長から通報を受けた場合において、準用する。この場合において、「京都府知事（以下「知事」という。）又は近畿経済産業局長若しくは経済産業大臣」とあるのは「局長が京都市長」と、「液石法第87条第1項又はガス事業法第176条第1項」とあるのは「液石法第87条第1項」と読み替えるものとする。

第105条中「知事」を「京都市長又は知事（以下「市長等」という。）」に改め、同条第2項中「知事」を「市長等」に改め、「ならない。」の右に「この場合において、京都市長に対する要請は、前項の局長への報告をもってなされたものとみなす。」を加える。

第111条の2第1項中「をしようとする者に対し、正副2通の届出書を提出するよう指導するものとする」を「があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 火災予防上必要があると認めるときは、随時査察を実施すること。
- (2) 届出の内容及び前号の随時査察の結果、消防法令に適合していないと認めるとき又は火災予防上若しくは消防活動上支障があると認めるときは、届出者に対して必要な措置を講じるよう指導を行うこと。
- (3) 前号の指導を行ったときは、指導の経過について記録すること。
- (4) 正副2通の届出書の提出があった場合は、届出書の副本に届出済印（第42号様式）を押印して返付すること。

第111条の2第2項を削り、同条第3項中「前項第2号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分	範 囲
第1種対象物	<p>(1) 政令第4条の2の2第1号に規定する防火対象物</p> <p>(2) 政令第4条の2の4に規定する防火対象物</p> <p>(3) 政令別表第1で定める(6)項イ(1)、(2)、(3)、(6)項ロ及び(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）のうち掲げる防火対象物又は、政令別表第1で定める(16)項イに掲げる防火対象物のうち(6)項イ(1)、(2)、(3)、(6)項ロ及び(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途を有する防火対象物</p> <p>(4) 第38条の4に規定する防火基準適合表示制度に該当する防火対象物又は第38条の11に規定する希望表示防火対象物のうち、第38条の6に規定する表示マークを交付した防火対象物</p> <p>(5) 法第10条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所を有する防火対象物</p> <p>(6) 世界文化遺産対象物</p> <p>(7) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、署長が必要と認める防火対象物</p>
第2種対象物	<p>第1種対象物及び第3種対象物以外のもので、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第8条第1項又は法第8条の2第1項に規定する防火対象物</p> <p>(2) 法第17条第1項又は条例第5章の規定により、消防用設備等（非常警報器具、避難器具並びに誘導灯及び誘導標識を除く。）を設置しなければならない防火対象物</p> <p>(3) 火取法に定める製造所、販売所及び火薬庫並びに火薬類取締法施行規則の規定に基づき市長が指示する安全な場所を有する防火対象物</p> <p>(4) 高压法に定める製造施設（同法第5条第2項の第二種製造者が行うものうち、在宅酸素療法に用いる酸素供給設備を除く。）、貯蔵所、販売所、特定高压ガス消費施設又は容器検査所を有する防火対象物</p> <p>(5) 液石法に定める貯蔵施設又は特定供給設備を有する防火対象物</p> <p>(6) 液石法に定める液化石油ガス販売事業者、保安機関又は充填事業者の業務を行う防火対象物</p> <p>(7) 特定文化財対象物</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、署長が必要と認める防火対象物</p>
第3種対象物	<p>第1種対象物以外のもので、次に掲げるもの</p> <p>(1) 旅館業施設（旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けて旅館業を営む施設）又は届出住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出を行い住宅宿泊事業を営む住宅）を有する防火対象物のうち、法第8条第1項の適用がないもので政令別表第1で定める用途が(5)項イ及び政令別表第1で定める用途の適用を受けない防火対象物</p> <p>(2) 法第17条第1項又は条例第5章の規定により、消防用設備等（非常警報器具、避難器具並びに誘導灯及び誘導標識を除く。）を設置しなければならない防火対象物のうち政令別表第1で定める(5)項ロ及び法第8条第1項に規定を受けない(15)項に掲げる防火対象物</p>
第4種対象物	<p>第1種対象物、第2種対象物及び第3種対象物以外のもので、次に掲げるもの（政令別表第1(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 在宅避難困難者が居住する防火対象物</p> <p>(2) 指定数量の5分の1未満の危険物（引火点40℃以上のものを除く。）を作業の工程に使用している防火対象物又は少量危険物取扱所を有する防火対象物</p> <p>(3) 液石法に定める特定液化石油ガス設備工事事業者の業務を行う防火対象物</p> <p>(4) 伝統的建造物群保存地区に存する防火対象物</p> <p>(5) (1)から(4)までに該当しない防火対象物</p>

第1号様式注以外の部分中

「
あなたが されている次の防火対象物について、消防法 第4条 の規定に基づく
第16条の5
立入検査を 年 月 日に実施したところ、次のとおり消防法令違反又は火災予防上の不備事項が認められましたので、速やかにこれを改修してください。 を
なお、当該不備事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 日までに京都市 消防署長に提出してください。」

「
あなたが されている次の防火対象物について、消防法 第4条 の規定に基づく
第16条の5
立入検査を 年 月 日に実施したところ、下記のとおりです。 に
火災予防上の不備は認められません。
消防法令違反又は火災予防上の不備事項が認められましたので、速やかにこれを改修してください。
なお、当該不備事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 日までに京都市 消防署長に提出してください。」

改める。

第1号様式の2の5の次に次の2様式を加える。

第1号様式の2の6（第12条関係）

査察結果通知書

様	年 月 日
	所 属 査察員 連絡先（ 電話 - ）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第83条の規定に基づく立入検査を 年 月 日に実施したところ、次のとおり液化石油ガス法の法令違反が認められましたので、速やかにこれを改修してください。

なお、当該違反事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 日までに
京都市 消防署長
京都市消防局長 に提出してください。

名 称	
-----	--

所 在 地	
-------	--

番 号	棟 等 名 称	液 化 石 油 ガ ス 法 の 法 令 違 反 の 内 容

注 液化石油ガス法の法令違反には、番号が付してあります。

第1号様式の2の7（第12条関係）

査察結果通知書

様	年 月 日
	(所属、役職等)
	(階 級) ㊟

<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第83条の規定に基づく立入検査を 年 月 日に実施したところ、別紙のとおり液化石油ガス法の法令違反が認められましたので、速やかにこれを改修してください。</p> <p>なお、当該違反事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 <input type="checkbox"/>京都市 消防署長 日までに <input type="checkbox"/>京都市消防局長 に提出してください。</p>	
名 称	
所 在 地	

注 改修についての相談等は、担当の まで連絡してください。

電話 ー

別紙

番号	棟等名称	液化石油ガス法の法令違反の内容

第1号様式の3注以外の部分中

「

京都市 消防署長

」を「

京都市 消防署長 (京都市消防局長)

」に

改める。

第1号様式の3の3の次に次の様式を加える。

第1号様式の3の4（第12条関係）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律違反通知書

様	発 消 第 号 年 月 日
	京都市 消防署長 （京都市消防局長） 国

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律違反が認められましたので、速やかにこれを改修してください。 なお、当該不備事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、 年 月 日までに提出してください。	
名称又は物件の種類、 形状、数量等	
所 在 地	
液化石油ガスの保安の 確保及び取引の適正化 に関する法律違反	

注 改修についての相談等は、担当の まで連絡してください。

第 2 号様式注以外の部分中

「 (宛先) 京都市 消 防 署 長 」 を 「 (宛先) 京都市 消 防 署 長
(京 都 市 消 防 局 長) 」 に

改める。

第 2 号様式の 3 の次に次の様式を加える。

第2号様式の4（第13条関係）

是正計画書

（宛先）京都市 消防署長 （京都市消防局長）	年 月 日
提出者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

年 月 日付けの <input type="checkbox"/> 査察結果通知書 <input type="checkbox"/> 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律違反通知書 により 通知された不備事項については、別紙の改修計画のとおり改めることとしました。	
名 称	
所 在 地	

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第12号様式及び第16号様式注以外の部分中

「 (宛先) 京都市 消防署長 」 を 「 (宛先) 京都市 消防署長 (京都市消防長) 」 に

改める。

第17号様式備考以外の部分中

「 京都市 消防署長 印 」 を 「 京都市 消防署長 (京都市消防長) 印 」 に

改める。

第18号様式注以外の部分中

「 (宛先) 京都市消防局長 」 を 「 (宛先) 京都市消防長 」 に

改める。

第19号様式注以外の部分中

「
 京都市消防局承認第 号
 特例適用承認証
 年 月 日付で申請のあった事項については、京都市火災予防条例第18条の2又は第23条の2の規定を適用し、条件を付して承認します。
 年 月 日
 京都市消防局長
 印
 を
 」

「
 京都市消防局承認第 号
 特例適用承認証
 年 月 日付で申請のあった事項については、京都市火災予防条例第18条の2又は第23条の2の規定を適用し、条件を付して承認します。
 年 月 日
 京都市消防局長
 印
 に
 」

改める。

第21号様式ア注以外の部分中

「

文化財の公開状況	
必要な制札の種類、本数	
その他必要な事項	

 を

文化財の公開状況	
その他必要な事項	

 に改め、
 」

同様式イ注以外の部分中

「

凡例	
	指定を必要とする区域
◎	制札設置場所
□	指定喫煙場所

 を

凡例	
	指定を必要とする区域
□	指定喫煙場所

 に
 」

改める。

第26号様式の2中

「
京都市消防局長
印」を「
京都市消防局長
」に

改める。

第27号様式及び第28号様式を次のように改める。

第27号様式及び第28号様式 削除

第29号様式の2注以外の部分中

「
(宛先)京都市 消防署長
」を「
(宛先)京都市消防長
」に

改める。

第29号様式の3備考以外の部分中

「
京都市 消防署長
印」を「
京都市消防長
印」に

改める。

第30号様式注以外の部分中

「
(宛先)京都市 消防署長
」を「
(宛先)京都市消防長
」に

改める。

第31号様式備考以外の部分中

発 消 第 号 年 月 日	を	<tr> <td style="text-align: center;"> 発 消 指 第 号 年 月 日 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">に</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 京都市 消防署長 </td> <td style="text-align: center;"> 京都市消防長 </td> </tr>	発 消 指 第 号 年 月 日	に	京都市 消防署長	京都市消防長
発 消 指 第 号 年 月 日		に				
京都市 消防署長	京都市消防長					

改める。

第 3 3 号様式中

(宛先) 京都市 消防署長	を	<tr> <td style="text-align: center;"> (宛先) 京都市 消防署長 (京都市消防局長) </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">に</td> </tr>	(宛先) 京都市 消防署長 (京都市消防局長)	に
(宛先) 京都市 消防署長 (京都市消防局長)		に		

改める。

第 3 4 号様式中

京都市 消防署長	を	<tr> <td style="text-align: center;"> 京都市 消防署長 (京都市消防局長) </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">に</td> </tr>	京都市 消防署長 (京都市消防局長)	に
京都市 消防署長 (京都市消防局長)		に		

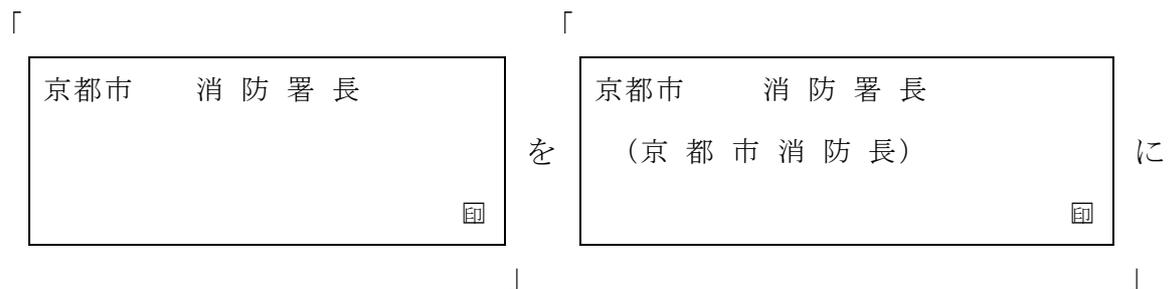
改める。

第 3 7 号様式注以外の部分中

(宛先) 京都市 消防署長	を	<tr> <td style="text-align: center;"> (宛先) 京都市 消防署長 (京都市消防長) </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">に</td> </tr>	(宛先) 京都市 消防署長 (京都市消防長)	に
(宛先) 京都市 消防署長 (京都市消防長)		に		

改める。

第 3 8 号様式備考以外の部分中



改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、令和5年6月30日までの間、これを使用することができる。

(消防局予防部指導課)